

市・県民税の概要

1. 納税義務者

その年の1月1日に室戸市に住所がある方は、前年中の所得の額に応じて市・県民税が課税され、室戸市に納税することとなります。

また、1月1日時点で室戸市に住所がない方でも、室戸市内に事務所、事業所又は家屋敷がある方で、一定の要件に該当する方は、市・県民税の均等割（年額5,500円）を納税することとなります。

家屋敷課税とは、室戸市に、自己又は家族の居住を目的とした住居がある場合、納税義務者の方が室戸市外に住所を移されて生活されていても、室戸市から何らかの行政サービス（ゴミ処理、消防、救急、環境衛生、防犯・防災道路整備など）を受けているという考えから、一定の負担をしていただくというものです。

※家屋に課税される固定資産税は、その資産に対する課税であり、家屋の評価額に応じ課税されますので、家屋敷課税とは性格が異なります。

●納税義務者と課税される税額

納税義務者（毎年1月1日時点）	課税される市・県民税	
	均等割	所得割
室戸市内に住所がある	○	○
室戸市内に住所はないが、事務所、事業所又は家屋敷がある	○	—

※亡くなられた方の市・県民税について

市・県民税は、毎年1月1日時点で室戸市に住所のある方に対して課税することとなっています。したがって、1月2日以降に死亡された方につきましては、市・県民税が課税されることになり、相続人の方に納税通知書等が送付されます。

2. 市・県民税の税額の計算

$$\begin{aligned} \cdot \text{市・県民税年額} &= \text{市民税額} + \text{県民税額} \\ \left(\begin{array}{l} \text{市民税額} = \text{市民税均等割額} + \text{市民税所得割額} \\ \text{県民税額} = \text{県民税均等割額} + \text{県民税所得割額} \end{array} \right) \end{aligned}$$

3. 均等割

均等割とは、一定以上の所得を有する方に課税される税金で、市民の皆様に均等の額を負担していただくものです。

年額 5,500円 (市民税 3,000円 + 県民税 1,500円 + 森林環境税 1,000円)

※国税における森林環境税は、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)」に基づき、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税されるものであり、一人年額1,000円が課税されます。

※県民税均等割のうち500円は森林環境保全のために使われます。

4. 所得割額

所得割額とは、前年中の所得の額に応じて負担していただくもので、一般的には下記の計算式で算出します。

$$(\text{前年の所得金額} - \text{所得控除額}) = \text{課税標準額}$$

$$\text{課税標準額} \times \text{税率} - \text{税額控除} = \text{所得割額}$$

【用語の説明】

1. 所得金額

前年の1年間の収入から必要経費(サラリーマンは給与所得控除、年金受給者は公的年金等控除)を差し引いた金額です。

2. 所得控除額

配偶者や扶養をしている親族がある方など、個人的な事情を考慮して、所得金額から差し引く金額です。

(配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、医療費控除 など)

3. 課税標準額

所得金額から所得控除額を差し引いたもので、市・県民税の所得割を計算する基準となる金額です。

4. 税率(一律10%)

市民税 6% ・ 県民税 4%

5. 税額控除

調整控除、配当控除及び住宅借入金等特別税額控除などです。

5. 均等割も所得割も課税されない方

次のいずれかに当てはまる方

- ① 生活保護法による生活扶助を受けている方（その年の1月1日時点）
- ② 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の方
- ③ 前年の所得について算出した合計所得金額が次の計算式で求めた金額以下の方

【同一生計配偶者又は扶養親族がいない場合】

$$280,000 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円}$$

【同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合】

$$280,000 \text{ 円} \times (1 + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + 168,000 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円}$$

●均等割非課税限度額早見表

1 + (同一生計配偶者及び扶養親族の人数)	均等割が非課税となる合計所得金額
1人	380,000円
2人	828,000円
3人	1,108,000円
4人	1,388,000円
5人	1,668,000円
6人	1,948,000円

※「扶養親族の人数」には、16歳未満の扶養親族も含まれます。

6. 所得割が課税されない方

前年の所得について算出した総所得金額等が次の計算式で求めた金額以下の方

【同一生計配偶者又は扶養親族がいない場合】

$$350,000 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円}$$

【同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合】

$$350,000 \text{ 円} \times (1 + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + 320,000 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円}$$

●所得割非課税限度額早見表

1 + (同一生計配偶者及び扶養親族の人数)	所得割が非課税となる総所得金額等
1人	450,000円
2人	1,120,000円
3人	1,470,000円
4人	1,820,000円
5人	2,170,000円
6人	2,520,000円

※「扶養親族の人数」には、16歳未満の扶養親族も含まれます。

【問い合わせ先】室戸市 税務課 市民税班 TEL : 0887-22-5127 (直通)